

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	特別児童扶養手当事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、特別児童扶養手当事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

特別児童扶養手当事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府堺市長

公表日

令和8年3月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当事務
②事務の概要	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2. 特別児童扶養手当受給証明書に関する事務 3. 未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4. 手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 5. 届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	福祉総合情報システム、共通基盤システム、統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 項番66 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第37条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報提供ができる根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項、16の項、19の項、20の項、29の項、42の項、80の項、81の項、125の項、141の項、155の項、161の項 2. 情報照会ができる根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局 障害福祉部 障害支援課
②所属長の役職名	障害支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	堺市 市長公室 広報戦略部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL:072-228-7439
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	堺市 健康福祉局 障害福祉部 障害支援課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL 072-228-7411
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月13日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月13日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特別児童扶養手当事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	堺市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全措置、技術的安全管理措置等を講じている。また、 <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリを使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保管すること。を徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	長尾 正志	眞鍋 昭生	事後	
平成28年7月1日	対象人数	平成27年4月13日時点	平成28年4月13日時点	事後	
平成28年7月1日	取扱者数	平成27年4月13日時点	平成28年4月13日時点	事後	
	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報(特別児童扶養手当関係情報)」又は「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報」が含まれる項(16,19,26,30,56の2,57,87,116の項) 2. 別表第二における情報照会の根拠 第二欄(事務)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務」が含まれる項(66の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1. 別表第二における情報提供の根拠 [別表第二]第三欄(情報提供者)に「市町村長」または「都道府県知事等」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報(特別児童扶養手当関係情報)」又は「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報」が含まれる項(16,19,26,30,56の2,57,87,116の項) [主務省令]第12条,第13条の2,第19条,第30条,第31条,第44条,第59条の2 2. 別表第二における情報照会の根拠 [別表第二]第一欄(情報照会者)に「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務」が含まれる項(66の項) [主務省令]第37条		
	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番46	番号法第9条第1項 別表第一 項番46 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第37条		
	対象人数	平成28年4月13日時点 1,000人以上1万人未満	平成29年4月1日時点 1万人以上1,000人未満		
	取扱者数	平成28年4月13日時点	平成29年4月1日時点		
令和8年3月13日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2. 特別児童扶養手当証書に関する事務 3. 未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4. 手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 5. 届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2. 特別児童扶養手当受給証明書に関する事務 3. 未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4. 手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 5. 届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	事前	
	I-1. 特定個人情報ファイルの名称	福祉共通システム、障害者(児)福祉システム、共通基盤システム、統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	福祉総合情報システム、共通基盤システム、統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	事前	
	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番46 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第37条	番号法第9条第1項 別表 項番66 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第37条	事前	
	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	#番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1. 別表第二における情報提供の根拠 [別表第二]第三欄(情報提供者)に「市町村長」または「都道府県知事等」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報(特別児童扶養手当関係情報)」又は「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報」が含まれる項(16,19,26,30,56の2,57,87,116の項) [主務省令]第12条,第13条の2,第19条,第30条,第31条,第44条,第59条の2 2. 別表第二における情報照会の根拠 [別表第二]第一欄(情報照会者)に「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務」が含まれる項(66の項) [主務省令]第37条	1. 情報提供ができる根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項、16の項、19の項、20の項、29の項、42の項、80の項、81の項、125の項、141の項、155の項、161の項 2. 情報照会ができる根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項	事前	
	I-5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局 障害福祉部 障害者支援課	健康福祉局 障害福祉部 障害支援課	事前	
	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	眞鍋 昭生	障害支援課長	事前	
	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	堺市 市長公室 広報部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL:072-228-7439	堺市 市長公室 広報戦略部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL:072-228-7439	事前	
	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	堺市 健康福祉局 障害福祉部 障害者支援課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号	堺市 健康福祉局 障害福祉部 障害支援課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL 072-228-7411	事前	
	II-1. 対象人数	平成29年4月1日時点	令和8年3月13日時点	事前	
	II-2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	令和8年3月13日時点	事前	
	IVリスク対策		評価を実施した	事前	